

更新申請に必要な書類について(介護保険施設)

1. 必要書類・・・下表のとおり(○印は添付必須、△印は場合により添付)

・提出書類のほかにコピー等により事業所控えを作成し、保管してください。
 ・様式が変更となっている場合がありますので、ダウンロードしたものを使用してください。

番号	必要書類	参考様式	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	備考
1	指定(開設許可)更新申請書	別紙様式第一号(二)	○	○	○	
2	指定(開設許可)に係る記載事項	付表第一号(●)	○	○	○	※1 ※2 ※3
3	当該施設に勤務する介護支援専門員の一覧	付表別紙	○	○	○	
4	法人登記事項証明書	—	省略可	省略可	省略可	※4
5	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 *直近の実績(月初から4週分)	居宅 標準様式1-●	○	○	○	※1 ※2
6	従業者の資格を証する書類の写し	—	○	○	○	※1 ※2
7	併設施設の概要(併設する施設がある場合)	—	省略可	省略可	省略可	※4
8	施設の平面図 (各室の用途を明示するもの)	居宅 標準様式3	省略可	省略可	省略可	※4
9	設備等の概要	居宅 標準様式4	省略可	省略可	省略可	※4
10	施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	—	—	省略可	省略可	※4
11	運営規程	参考資料5-●	○	○	○	※1 ※2 ※3 ※5
12	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置 の概要	居宅 標準様式5	省略可	省略可	省略可	※4
13	協力病院(歯科医療機関)との契約内容	—	省略可	省略可	省略可	※4
14	誓約書	居宅 標準様式6	○	○	○	
15	届出内容と変更がない旨の誓約書	参考様式9-8	△	△	△	※4

- ※1 介護老人保健施設又は介護医療院であって、みなし指定(介護予防)訪問リハビリテーションを実施している場合は、付表第一号(四)、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(居宅 標準様式1-11)、従業員の資格を証する書類の写し及び運営規程(参考資料5-5)を併せて提出してください。
- ※2 介護老人保健施設又は介護医療院であって、みなし指定(介護予防)通所リハビリテーションを実施している場合は、付表第一号(七)、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(居宅 標準様式1-5)、従業員の資格を証する書類の写し及び運営規程(参考資料5-7)を併せて提出してください。
- ※3 介護老人保健施設又は介護医療院であって、みなし指定(介護予防)短期入所療養介護を実施している場合は、付表第一号(十一)及び運営規程(参考資料5-9)を併せて提出してください。
- ※4 「省略可」となっている書類は、届出内容と変更がない場合のみ省略が可能です。省略する場合は15番の「届出内容と変更がない旨の誓約書(参考様式9-8)」が必要です。
- ※5 様式等の欄が「付表第一号(●)」、「居宅標準様式1-●」、「参考資料5-●」となっているものは、サービス毎に様式番号が異なるため「●」としています。

2. 同時に変更届を提出する場合(既にお届けいただいている内容から変更がある場合)は、添付書類もご提出ください。

※介護給付費算定に係る体制等に関する届出がある場合については、事前に以下の「■ 提出先・問い合わせ先」までご連絡ください。

■ 更新申請書類は、サービス事業所ごとに必要です。

サービスの異なる事業所の更新を行う場合、申請書類はサービスごとに提出が必要です。

■ 指定(開設許可)更新申請に必要な手数料

本市では受益者負担の考え方にに基づき、新規指定(開設許可)及び指定(開設許可)更新に係る申請について、手数料を徴収しています。

指定(開設許可)更新申請については、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の場合は16,000円の手数料となります。

同封の納付書により、本市の指定金融機関又は収納代理金融機関にてお支払いください。

■ 提出先・問い合わせ先

〒573-8666

枚方市大垣内町二丁目1番20号

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 介護事業者グループ

TEL:072-841-1468(直通)

FAX:072-841-1322

E-mail:fshidou@city.hirakata.osaka.jp

■ 更新に必要な書類は本市ホームページよりダウンロードしてください

*枚方市ホームページの [ページ番号検索](#) で「3098」と検索してください

